



新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。今年は寅年となります、2022年は寅年の中でも特別な年で、60年周期で訪れる「壬寅（みずのえとら）」にあたる年とされています。「新しく立ち上がること」や「生まれたものが成長すること」といった縁起のよさを表しており、明るい年になることの期待が膨らみますね！
ただ、例年以上の寒波により凍えるような日が続いておりますので、新年初風邪にならないようお気を付けください。

～令和4年度税制改定大綱(中小企業向け)～

2021年12月、政府より令和4年度の税制改定大綱（令和4年4月1日開始事業年度から適用）が公表されました。今回は、中小企業に関わる賃上げ促進税制（本ページ）・個人所得税に関わる住宅借入金控除（次ページ左側）の2つを抜粋してお伝え致します。

★積極的な賃上げ等を促すための措置

所得拡大促進税制が賃上げ促進税制に名称変更され、令和5年3月31日までだった適用期限が
令和6年3月31日までに延長されます。

＜賃上げ促進税制（旧所得拡大促進税制）＞

雇用者給与等支給額（全ての国内雇用者に対する給与等の支給額）が、前年度と比較し一定割合以上増加した場合、増加額の一部を**今年度の法人税から税額控除**できる制度。

税額控除率は、従前で**最大25%**でしたが、今回の改定で**最大40%**の控除を受ける事が可能となります。

① 「所得拡大促進税制」（給与増加額の最大25%を法人税額から控除）

（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する事業年度が対象）

(A)【基本的な控除税額】 給与等支給額が前年比1.5%増加で

»»»給与等支給額増加額の15%を税額控除

(B)【上乗せ要件】 給与等支給額が前年比2.5%増加
教育訓練費が前年比10%以上増加 } 両方を満たす必要有

»»»給与等支給額増加額の10%を上乗せ=25%を税額控除

② 「賃上げ促進税制」（給与増加額の最大40%を法人税額から控除）

（令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度が対象）

(A)【基本的な控除税額】 雇用者全体の給与等支給額が、

前年比1.5%増加»»»今期の雇用者全体の給与等支給額の増加額の15%を税額控除

前年比2.5%増加»»»今期の雇用者全体の給与等支給額の増加額の30%を税額控除

(B)【上乗せ要件】 教育訓練費が前年比10%以上増加

»»»今期の雇用者全体の給与等支給額の増加額の10%を上乗せ

=25%を税額控除 or 40%を税額控除

※注意点※ **法人税額の20%が税額控除の上限**となっておりますので、状況によっては満額控除が出来ない場合がございます。

例) 法人税100万円 ⇒控除税額上限 100万円×20% = 20万円

賃上げ促進税制による控除額30万円⇒上記控除上限により20万円 **10万円控除不可**

令和4年度税制改定大綱(個人向け)

★住宅借入金控除の特例措置

住宅借入金控除の特例制度そのものの期限を4年間延長し、

令和7年12月31日までとなります。

また、令和4年から令和7年の間に居住を開始し、住宅借入金控除を受ける際は、下記の新制度が適用されます。

	<現行>	<新制度>
控除率	1.0%	0.7%
期間(新築)	10年間	13年間
期間(中古)	10年間	10年間
所得上限	3,000万円	2,000万円

また、控除の対象となるローン残高の上限は、現行では「長期優良住宅」で5,000万円、その他の住宅は4,000万円となっており、新制度では住宅の環境性能によって5,000万円・4,500万円・4,000万円の3段階に分けられ、その他の住宅は2,000万円となります。その他の住宅の上限額が4,000万円⇒3,000万円と引き下げられておりますが、実際にその他の住宅に該当する新築物件は1割程度ですので、上限額は維持されていると言えます。

控除率自体も1.0%から0.7%と引き下げられておりますが、現行では年収が500～600万円の中所得層の世帯の場合、所得税と住民税の最大控除額よりも住宅借入金控除の最大控除額が上回り、制度の恩恵を最大限に受けることが出来ないという背景がありました。

その為、高所得層の世帯にとっては引き下げとなります、中所得層の世帯にとっては、控除額は据え置きで適用期間が3年延びたという緩和措置であると言えます。

今月のいろいろ「掲示板」

<電子帳簿保存法の改正>

弊所スタッフブログでも記事にしております電子帳簿保存法ですが、2年間の猶予期間を設けることが決定されました。タイムスタンプの導入等の、電子帳簿保存の体制が整っている企業の数が少ないことが背景のようです。ただし、電子帳簿保存法自体は2022年1月1日から施行され、あくまでも宥恕措置となっておりますので、2年間は何もしなくて大丈夫だとは思わず、電子帳簿保存の整備をできるだけ早く行いましょう。

<事業復活支援金>

2021年の11月に、政府から2回目の持続化給付金を支給する事が公表されました。

正式名称は事業復活支援金となり、休業協力金とは違い、飲食店に関わらず全ての事業が対象となります。申請方法・申請期限はまだ公表されておりませんが、現在公表されている支給額は以下となります。

(売上30～50%減) (50%以上減)

<法人>

売上1億以下	最大60万	最大100万
売上1～5億	最大90万	最大150万
売上5億以上	最大150万	最大250万

<個人>

売上に関係なく	最大30万	最大60万
---------	-------	-------

今月のあなたの運勢			
A型	B型	O型	AB型
自信をもって前に進みましょう。うまくいってもいかなくても、あなたの意志であれば納得のいくゴールになるでしょう。	言いたいことがある人は、言わせておけば良いでしょう。結果が出るまで時間がかかりますが、慌てないのが肝心です。	行動に際して、予算が気にかかる事が多くなりますが、何とかなりそう。環境が整ってくるのでご安心を。	自分の意志を通すためには、周囲の抵抗をはねのける強さが必要。逃げ腰ではつかめないものがあるでしょう。

血液型編



優経税理士法人

～(経済産業省認定) 経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp ☎http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。